

平成22年11月22日(月)13:30-15:40
ホテルフロラシオン青山 「はごろも」

(審議事項)

1. 名誉教授について

大高評議員（文化科学研究科長）及び有本評議員（物理科学研究科長）より、資料に基づき、当該各研究科教授会における名誉教授候補者の審議状況及び推薦理由の説明があった。

それに対して、岡田（清）評議員より授与予定年月日について質問があり、高畑議長から、今回の候補者は、定年前に昨年度末に退職した者であるが、教授会等の手続きの都合上、今回審議いただくこととなったものであるため、称号の授与は退職日後の平成22年4月1日付けとしたい旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

2. 入学資格に係る学則の一部改正について

高橋学務課長より、資料に基づき、以下のとおり説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

- ①国際連合大学憲章改正（平成21年）で国際連合大学における修士及び博士の学位授与が認められたことを受け、我が国の法制度下にはない同大学のプログラム修了者に我が国の大学院入学資格を付与するため、学校教育法施行規則が改正されたこと。
- ②上記学校教育法施行規則改正に伴い、本学の入学資格に係る学則を一部改正すること。

3. 博士後期課程入学料について

高畑議長より、資料に基づき、これまでの検討状況を踏まえた来年度の対応方法として以下の3方法の提案があった。

- ①入学内定者に代わって、基盤機関等が直接本学に入学料を納付する方法。
- ②基盤機関等が入学内定者に奨学金を給付し、学生が本学に入学料を納付する方法。
- ③奨学金の給付やRAなどにより経済支援する方法（現行通り）。

また、当面、現行どおりの方法（③）を採る場合でも募集要項等で受験生に対し広く周知するため、募集要項作成のスケジュールを勘案して各専攻で判断して欲しい旨の説明があった。

審議の結果、各専攻において提案のあった3方法について判断し、2月下旬までに学務課学生厚生係へ連絡することとなった。

なお、広海評議員から、入学料免除申請手続きの大幅な簡略化による既存のRA制度での実質的な入学料支援の方策について質問があり、今後検討することとなった。

(報告事項)

以下の報告事項について、資料に基づき、報告があった。

1. 先導科学研究科の活動状況について
2. 学長選考会議の結果について
3. 平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果について
4. 平成23年度概算要求について
5. 学融合推進センター棟について
6. 安全保障貿易に係る輸出管理体制について
7. 志願者・合格者・入学者の状況について
8. 修了生追跡調査と総研大学術交流ネットワーク IT 基盤
-現況と本年12月の調査依頼について-
9. 教育研究担当教員会議について